

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の令和六年度答申第十号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和七年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：広島県知事

諮問日：令和5年3月8日

(令和4年度諮問第21号)

答申日：令和7年3月18日

(令和6年度答申第10号)

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和元年12月23日付けで審査請求人から提起された、令和元年11月5日付けでA福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による保護費の返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきであるとする審査庁（広島県知事）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和5年3月2日付けで審査庁に提出された審理第251号の3審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）3(1)に記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

令和5年3月8日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書4に記載のとおりである。

イ 判断

審理員意見書6(2)に記載のとおりである。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件各処分が違法又は不当であるか否かについて

(1) 基本的事項

法第63条は、急迫の場合等において、資力を有しているにもかかわらず保護（審査会注：法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を受けた被保護者に対して、受けた保護金品に相当する金額の範囲内において、保護の実施機関の定める額の返

還を求める規定である。

この法第63条は「要保護者に利用しうる資産等の資力があるにもかかわらず、保護の必要が急迫しているため、その資力を現実に活用することができない等の理由で同条（審査会注：法第4条を指す。）第3項により保護を受けた保護受給者がその資力を現実に活用することができる状態になった場合の費用返還義務を定めたものである」（最高裁判所昭和42年（オ）第1245号同46年6月29日第三小法廷判決）と解されている。

(2) 資力の認定等について

ア 資力として保有した者について

審理員意見書4(2)のとおり、令和元年6月7日に成立した調停（広島家庭裁判所平成〇年（家イ）第〇号及び第〇号。以下「本件調停」という。）の調停条項（以下「本件調停条項」という。）7に基づき、審査請求人の前夫から、審査請求人の子名義の銀行口座に令和元年7月30日に〇〇円が振り込まれたところ（以下「本件入金」という。）、本件調停条項7において「相手方（審査会注：審査請求人の前夫）は、申立人（審査会注：審査請求人）に対し、婚姻費用の未払分として〇〇円の支払義務があることを認め、これを、令和元年7月末日までに、第4項と同じ方法（審査会注：審査請求人の子名義の銀行口座への振込み）で支払う。」と定められている。この内容からすると、本件入金は、婚姻費用の未払分として審査請求人に対して支払われるべき金銭として定められたものであるから、本件入金は、審査請求人の保有する債権についての支払であり、審査請求人が保有した資力であると認めるほかない。

審査請求人は、本件入金は審査請求人の父が審査請求人の前夫に請求した金員であり、審査請求人の収入ではない旨主張しているが、この主張は、本件調停条項の7の内容に矛盾するものであり、失当である。

イ 資力の発生時点について

生活保護手帳別冊問答集（以下「別冊問答集」という。）13-6の答(6)によると、「離婚、婚約不履行等に伴う慰謝料の支払いがあった場合、法第63条に基づく返還額決定の対象となる資力の発生は、調停、審判、訴訟等の結果、慰謝料請求権自体が客観的に確実性を有するに至った時点でとらえる必要がある。したがって、保護開始時において調停、審判、訴訟等が継続中の場合は、慰謝料請求権が確定した時点から資力が発生することとなるため、その時点以降収入認定をすれば足りることになる。」とされている。

本件入金は婚姻費用（令和4年10月11日に実施された口頭意見陳述（以下「口頭意見陳述」という。）における審査請求人の代理人の陳述によると、平成31年2月分から令和元年6月分までの婚姻費用であるとされている。）の未払分として支払われたものであるところ、処分庁は、審査請求人が本件入金を資力と

して保有を開始した時期について、「別冊問答集問13-6の答(6)に基づき、婚姻費用分担金の請求権自体が客観的に確実性を有するに至った、調停成立時である令和元年6月7日と判断した。」(処分庁の令和4年12月6日付け回答書(以下「処分庁回答書」という。))6(2)イ)としている。

審査請求人と審査請求人の前夫との間の婚姻費用の分担については、審理員意見書4(2)のとおり、令和元年6月7日に本件調停が成立し、本件調停条項に合意しており、これにより、審査請求人の審査請求人の前夫に対する婚姻費用未払分の請求権が客観的に確実性を有するに至ったと認められる。

したがって、本件入金について、審査請求人が資力として保有を開始した時点、すなわち資力が発生した時点、本件調停が成立した令和元年6月7日とした処分庁の判断は、妥当であったと認められる。

ウ 本件入金の資力の認定について

ケース記録票(令和元年8月27日の項)及び本件処分に係る保護決定調書によると、処分庁は、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。))1(1)及び別冊問答集問13-5の答(2)に基づき、本件入金から財産分与〇〇円を控除した〇〇円を資力として認定したとしている。

しかしながら、平成24年課長通知1(1)(別冊問答集問13-5の答(2)も同趣旨)は「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」は、「返還額から控除して差し支えない」として示されたものであり、資力として認定するに当たって控除すべき額として示されたものではない。また、財産分与〇〇円は、婚姻費用未払分を得るための必要経費(「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。))第8の3(2)イ(ウ)にも該当しない。

このことからすると、財産分与〇〇円は、法第63条の規定による返還額の決定に当たり、控除すべき額として考慮されるものではあるものの、本件入金を資力として認定するに当たってこれを控除した処分庁の取扱いは、妥当なものではなかったと認めざるを得ない(なお、財産分与〇〇円を返還額から控除することについては、後記1(4)エ参照)。

したがって、本件入金により審査請求人が保有を開始した資力として認定される額(以下「資力認定額」という。))は、〇〇円となることとなる。

(3) 保護に要した費用について

ア 本件処分においては、令和元年6月7日から同年7月31日までの期間が「資力があるにも関わらず保護を受けた期間」であるとして、当該期間における「保護

に要した費用」が〇〇円であるとされている。

イ 令和元年6月7日から同月30日までの「保護に要した費用」について、支弁金額内訳表によると、令和元年6月分として審査請求人に支給した保護費のうち、生活扶助については日割計算がされているが、住宅扶助については日割計算はされておらず、令和元年6月分の住宅扶助全額が対象とされている。この理由について、処分庁は、「住宅扶助は家賃という性質と実際の需要に合わせ、1か月分の最低生活費として計算したため」と説明している（処分庁回答書7(3)）。

しかしながら、令和元年6月1日から6日までの期間に係る住宅扶助相当額は、令和元年6月7日以降の期間に係る保護に要した費用には該当しないことは明らかであり、また、令和元年6月分の住宅扶助について日割計算せず全額を返還対象とするべき特別な必要性も認められないことからすると、処分庁が本件処分に当たり、令和元年6月分の住宅扶助について、日割計算せず、全額を「保護に要した費用」としたことは、妥当ではなかったというほかない。

なお、住宅扶助についても日割計算した後の令和元年6月7日から同月30日までの保護に要した費用は、日割計算後の生活扶助〇〇円及び日割計算後の住宅扶助〇〇円（〇〇円×24日÷30日）の計〇〇円となる。

ウ また、令和元年7月分の「保護に要した費用」は、支弁金額内訳表によると、生活扶助〇〇円及び住宅扶助〇〇円の計〇〇円とされている。

しかしながら、令和元年8月20日付け保護決定通知書によると、令和元年7月分の収入として仕送り収入が認定され、令和元年7月分の保護費の額は〇〇円（生活扶助〇〇円及び住宅扶助〇〇円）と変更されている（ケース記録票の令和元年8月16日の項の記載によると、審査請求人の前夫から支払われた令和元年7月分の養育費〇〇円を同月分の収入として認定したことによるものとされている。）。

ケース記録票上、これ以降に令和元年7月分の保護費の変更決定がされたとの記載はないことから、審査請求人世帯に係る令和元年7月分の保護に要した費用（支給した保護費）は、〇〇円ではなく、〇〇円であったことが認められる。

エ 以上のとおりであるから、令和元年11月5日付け「生活保護法第63条に基づく保護費の返還について（通知）」（以下「本件処分通知」という。）に記載された、令和元年6月7日から同年7月31日までの期間に係る審査請求人世帯の「保護に要した費用」の額〇〇円は、誤りであったことが認められる。

(4) 本件処分における返還額の決定について

ア 法第63条は「資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは……その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額」を返還しなければならない旨を規定しており、保護に要した費用が保有した資力の額を上回るときは、保有した資力の全額が、一方、保有した資力の額が保護に要した費

用を上回るときは、保護に要した費用の全額が、それぞれ法第63条による返還対象として取り扱われることとなる。

イ 本件処分に係る保護決定調書によると、処分庁は、本件入金〇〇円から本件調停条項6による財産分与〇〇円を控除した〇〇円を審査請求人が保有した資力と認定し、保有した資力の額が、令和元年6月7日から同年7月31日までの期間中に審査請求人に支払われた保護費の額〇〇円を下回ることから、保有した資力の額〇〇円を法第63条による返還額と決定している。

しかしながら、前記1(2)及び(3)のとおり、処分庁が行った本件入金に係る資力の認定及び令和元年6月7日から同年7月31日までの期間に審査請求人世帯の保護に要した費用の算定は、妥当なものではなかったことが認められる。

ウ ケース記録票の記載等によると、審査請求人は、令和元年8月以降も処分庁において保護を受給していることが認められる。

令和元年6月7日（本件入金に係る資力が発生した時点）から同年7月31日までの期間に審査請求人世帯の保護に要した費用（前記1(3)イの令和元年6月分の住宅扶助の日割計算及び前記1(3)ウの令和元年7月分の保護費の額の誤りを修正した後の額は〇〇円）のみでは資力認定額〇〇円には満たないものの、これに令和元年8月分として支給した保護費（令和元年8月20日付け保護決定通知書によると〇〇円。なお、ケース記録票上、これ以降に令和元年8月分の保護費の変更決定がされたとの記載はない。）を加えると、審査請求人世帯の保護に要した費用が、資力認定額〇〇円を上回ることが認められる。

したがって、本件においては、資力認定額〇〇円が法第63条による返還対象となる。

エ 本件処分において、法第63条の返還額の決定に当たり、財産分与〇〇円について、平成24年課長通知1(1)④及び別冊問答集問13-5の答(2)エにより、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」として返還額から控除する取扱いは妥当なものであると認められる（なお、審査請求人は、本件入金は、審査請求人の父が審査請求人に貸した金銭の返還に充てたものであり、そのまま審査請求人の父に渡したとも主張しているが、平成24年課長通知1(1)④(エ)により、保護開始前の債務の弁済に充てられた額については、法第63条の規定による返還額からの控除の対象とはならない。）。

したがって、資力認定額〇〇円から財産分与〇〇円を控除した後の額〇〇円が、法第63条に基づき返還すべき額として決定されることとなる。

オ 以上を踏まえると、本件処分通知における「資力があるにも関わらず保護を受けた期間」及び「保護に要した費用」の記載には誤りがあったことが認められるものの、審査請求人が法第63条に基づき返還すべき額は、〇〇円であることに変

わりはない。

(5) 審査請求人のその余の主張について

審査請求人は、本件処分について処分庁による説明がされておらず、また、処分庁に対する不信感がある旨主張しているが、このことが、本件処分の違法又は不当の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) 以上のことからすると、前記1(2)から(4)までのとおり、処分庁における本件入金の資力の認定並びに「資力があるにも関わらず保護を受けた期間」及び保護に要した費用」の算定が妥当なものではなく、本件処分通知の記載内容にも誤りがあったことが認められるものの、審査請求人が本件入金を得たことにより法第63条により返還すべき額が本件処分により決定された〇〇円であることに誤りはない。

このことからすると、本件処分が、取り消されるべき違法又は不当なものであったとまでは認められない。

2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

1 審査庁から審査会へ諮問（令和5年3月8日）

2 第1回審議（令和7年2月14日）

本件審査請求に係る審議を行った。

3 第2回審議（令和7年3月18日）

答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 法の規定中、第2条は「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。」と、第4条は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と、第8条は「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とそれぞれ規定している。

第63条は「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」としている。

(2) 次官通知では次のとおり定められている。

「第8 収入の認定

収入の認定は、次により行なうこと。

3 認定指針

(2) 就労に伴う収入以外の収入

イ 仕送り、贈与等による収入

(ア) 他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを相当としないもののほかは、すべて認定すること。

(イ) (ア)又は(イ)の収入を得るために必要な経費としてこれを受領するための交通費等を必要とする場合は、その実際必要額を認定すること。」

(3) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月4日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）では次のように定められている。

「第7 最低生活費の認定

4 住宅費

(1) 家賃、間代、地代等

イ 月の途中で保護開始、変更、停止又は廃止となった場合であって、日割計算による家賃、間代、地代等の額を超えて家賃、間代、地代等を必要とするときは、1か月分の家賃、間代、地代等の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えない。」

(4) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和38年課長通知」という。）では次のように定められている。

「1 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて

(1) 返還対象額について

法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。

なお、返還額から控除する額の認定に当たっては、認定に当たっての保護の実施機関の判断を明確にするため、別添1の様式を活用されたい。

①－③ (略)

④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の用途は自立更生の範囲には含まれない。

(ア) いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む。）

- (イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額
- (ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額
- (エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額

⑤・⑥ (略) 」

(5) 別冊問答集では次のように定められている。

「問7-13 最低生活費の日割計算

(問) 月の途中での保護の開始や保護の変更にあたって、基準生活費その他月額で示されている最低生活費の認定は、すべて日割計算しなければならないか。

(答) 実施要領に特別の定めがない限り日割計算により認定すべきである。実施要領の特別の定めとしては次のようなものがある。

(1)-(4) (略)

(5) 住宅扶助費（日割計算による家賃、間代の額を超えて家賃、間代を必要とするとき）

問13-5 法第63条に基づく返還額の決定

(問) 災害等による補償金を受領した場合、年金を遡及して受給した場合等における法第63条に基づく返還額の決定に当たって、その一部又は全部の返還を免除することは考えられるか。

(答)

(1) 法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。

したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。

(2) しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。

なお、次（審査会注：次官通知を指す。）第8の3の(5)に該当する必要経費については、当該収入から必要な最小限度の額を控除できるものである。

ア～ウ (略)

エ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。

なお、次のようなものは自立更生の範囲には含まれないものである。

① いわゆる浪費した額

- ② 贈与等により当該世帯以外のためにあてられた額
- ③ 保有が容認されない物品等の購入のためにあてられた額

オ (略)

- (3) 返還額の決定は、担当職員の判断で安易に行うことなく、法第80条による返還免除の決定の場合と同様に、そのような決定を相当とする事情を具体的かつ明確にした上で実施機関の意思決定として行うこと。……

問13-6 費用返還と資力の発生時点

(問) 次の場合、法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点はいつと考えるべきか。

(1)-(5) (略)

(6) 離婚訴訟等に伴い慰謝料等を受領した場合

(答)

(1)-(5) (略)

(6) 離婚、婚約不履行等に伴う慰謝料の支払いがあった場合、法第63条に基づく返還額決定の対象となる資力の発生は、調停、審判、訴訟等の結果、慰謝料請求権自体が客観的に確実性を有するに至った時点でとらえる必要がある。したがって、保護開始時において調停、審判、訴訟等が継続中の場合は、慰謝料請求権が確定した時点から資力が発生することとなるため、その時点で降収入認定をすれば足りることになる。……」

- (6) A市においては、A市福祉事務所設置条例（平成〇年A市条例第〇号）第〇条の規定により設置された福祉事務所において、保護の決定、実施等の事務を行うこととされている（A市事務組織規則（昭和〇年A市規則第〇号）第〇条）。
- (7) 保護の実施等の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされている。
- (8) 次官通知、局長通知及び昭和38年課長通知は、地方自治法第245条の9の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準とされている。
- (9) また、厚生労働省からは、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）が示されており、これを基にした生活保護担当職員用の手引書として、別冊問答集が出されている。
- (10) 以上の法令等の規定を前提に、本件各処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

2 理由

(1) 認定事実

一件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 平成31年4月5日、審査請求人は、処分庁から審査請求人の子との2人世帯として保護の受給を開始した。

- イ 令和元年6月7日、審査請求人と審査請求人の前夫との間で、離婚すること、婚姻費用未払分として審査請求人の前夫が審査請求人に対し〇〇円を支払うこと及び財産分与として審査請求人が審査請求人の前夫に対して〇〇円を支払うことなどを内容とする本件調停条項に合意し、本件調停が成立した。
- ウ 令和元年7月30日、審査請求人の前夫から、本件調停条項7に基づき、審査請求人の子の名義の銀行口座に〇〇円が振り込まれた（本件入金）。
- エ 審査請求人は、令和元年8月9日、本件入金について処分庁に収入申告を行った。
- オ 令和元年11月1日、処分庁は、本件入金について、本件調停条項6に基づく離婚に伴う財産分与〇〇円を控除した後の〇〇円を同年6月7日に審査請求人が保有を開始した資力として認定し、法第63条に基づく返還額を〇〇円と決定し、本件処分通知により審査請求人に通知した（本件処分）。
- カ 審査請求人は、令和元年12月23日付けで広島県知事に対し本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。

(2) 判断

ア 本件入金に係る資力の保有者について

審査請求人は、本件入金について、審査請求人の父が審査請求人の前夫に請求した金員であり、審査請求人の収入ではない旨主張する。

しかしながら、前記2(1)イ及びウで認定したとおり、本件入金については、本件調停に基づき審査請求人の前夫が審査請求人に対して婚姻費用未払分として支払った金員であるから、審査請求人が保有した資力であると言わざるを得ない。

加えて、これを覆すに足る審査請求人の疎明もない。

したがって、審査請求人の上記主張は採用することができない。

イ 本件処分に係る処分庁の説明について

審査請求人は、本件処分について処分庁による説明がなされておらず、処分庁に対する不信感等がある旨主張するが、これらのことをもって、本件処分が違法又は不当であるとは認められない。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には審査請求人が主張する取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。よって第1のとおり答申する。

第6 付言

本件審査請求から審理員指名されるまで2年超が経過しており、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保するという行審法の目的を踏まえると、より速やかに審理手続を進めることが望まれる。

広島県行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	田	中	聡	子
委員	折	橋	洋	介
委員	谷	脇	裕	子

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。